

大阪市議員定数及び各選挙区選出数に関する
条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月13日

大阪市会議長 床 田 正 勝 様

提 出 者

坂 井 良 和	大 内 啓 治	美 延 映 夫
岡 崎 太	守 島 正	丹 野 壮 治
今 井 アツシ	辻 淳 子	広 田 和 美
ホンダ リ エ	藤 田 あきら	改 発 康 秀
東 貴 之	木 下 誠	山 下 昌 彦
角 谷 庄 一	木 下 一 馬	井 戸 正 利
片 山 一 歩	田 辺 信 広	出 雲 輝 英
大 橋 一 隆	村 上 栄 二	杉 村 幸 太 郎
梅 園 周	伊 藤 良 夏	市 位 謙 太
飯 田 哲 史	村 上 満 由	

(別 紙)

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する
条例の一部を改正する条例

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例（昭和26年
大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「86人」を「65人」に改める。

第2条の表を次のように改める。

選挙区	議員数
北 区	3 人
都 島 区	2 人
福 島 区	2 人
此 花 区	2 人
中 央 区	2 人
西 区	2 人
港 区	2 人
大 正 区	2 人
天 王 寺 区	2 人
浪 速 区	2 人
西 淀 川 区	2 人
淀 川 区	4 人
東 淀 川 区	4 人
東 成 区	2 人
生 野 区	3 人
旭 区	2 人
城 東 区	4 人
鶴 見 区	3 人
阿 倍 野 区	3 人
住 之 江 区	3 人
住 吉 区	4 人
東 住 吉 区	3 人
平 野 区	4 人
西 成 区	3 人

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

説 明

市会議員の定数及び各選挙区選出数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

(参 照)

傍線は削除
太字は改正

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例（抄）

第1条 本市会議員の定数は86人とする。

65人

第2条 各選挙区から選出する議員数は、次のとおりとする。

選挙区	議員数
省	略
都 島 区	<u>3 人</u> 2 人
省	略
港 区	<u>3 人</u> 2 人
大 正 区	<u>3 人</u> 2 人
省	略
西 淀 川 区	<u>3 人</u> 2 人
淀 川 区	<u>5 人</u> 4 人
東 淀 川 区	<u>6 人</u> 4 人
東 成 区	<u>3 人</u> 2 人
生 野 区	<u>5 人</u> 3 人
旭 区	<u>3 人</u> 2 人
城 東 区	<u>5 人</u> 4 人
省	略
阿 倍 野 区	<u>4 人</u> 3 人
住 之 江 区	<u>4 人</u> 3 人
住 吉 区	<u>5 人</u> 4 人

東 住 吉 区	<u>5</u> 人
	3 人
平 野 区	<u>6</u> 人
	4 人
西 成 区	<u>5</u> 人
	3 人